

松下幸之助記念財団 研究助成
研究報告

【氏名】湯川 拓

【所属】(助成決定時)東京大学総合文化研究科国際社会科学専攻

【研究題目】ASEANにおける主権尊重規範の変容とその国内的要因

【研究の目的】

本研究はASEANにおける規範の変容を説明する新たな理論枠組みの提示、並びにその実証を目的とするものである。具体的には、内政不干涉や領土保全といった主権尊重規範から人権や民主主義といった国内統治を問う規範へ、という規範の変容を取り上げ、それが①政治体制(民主化の度合い)と②国家形成(領域内の実行統治)、という二つの国内要因によるものであることを示す。

本研究の学術的な意義は、ASEAN 研究に対するものと国際政治理論に対するものに分けられる。

ASEAN 研究では規範の変容を「(東南)アジアの文化」「アジア通貨危機」といった特殊アジア的な事情から説明してきた。それに対し本研究では①政治体制と②国家形成の二つの国内要因という一般的な枠組みによって規範変容が説明できることを示す。

国際政治理論に対しては、地域主義研究の理論化という貢献が挙げられる。地域主義研究においては地域横断的な理論化は古典的な地域統合論以来進展してこなかった。その点、本研究の一般的な枠組みは ASEAN を越えてラテンアメリカやアフリカ、中東といった他の途上国地域の地域主義を分析する視座を提供することができる。

【研究の内容・方法】

本研究は、理論部と実証部からなる。すなわち、まず ASEAN における主権尊重規範の動態を①政治体制と②国家形成から理解する理論枠組みを提示した上で、ASEAN の歴史上、規範という観点から見て重要なケースを網羅的に抽出し、それらが本研究の理論枠組みで説明できることを示していくのである。

理論部については途上国の国際関係についての議論や、デモクラティック・ピースをはじめとする国内政治体制が国際関係に与える影響についての研究を参考にしながら、理論枠組みを構築する。

実証部については、ケース・スタディを行う。述べていく。ケースとしては、①1967年のASEAN設立に至るプロセス(=規範の成立)、②76年の東南アジア友好協力条約締結に至るプロセス(=規範の定着)、③ベトナムのASEAN加盟(=規範の維持)、④90年代後半の規範論争(=規範の動揺)、⑤2000年代における規範の再定義の試み(=規範の変容その一)、⑥ASEANへの市民社会組織の関わり(=規範の変容その二)、という六つのケースを扱う。

具体的な作業としては、第一にASEAN関連文書の精読である。具体的には、合意文書・サミットや年次閣僚会議(AMM)における演説・AMMのレポート・拡大外相会議(PMC)のレポート・経済閣僚会議(AEM)のレポート・ASEAN常任委員会(ASC)のレポート・ASEANニュースレター、等である。これらの内、ASCの資料についてはジャカルタのASEAN事務局で入手する予定である。

第二に、現地でのインタビューを行う。まず、ASEAN事務局でのインタビューを予定している。これはASEANの定例会議でどのような議論がなされたかをより詳しく知るためのものである。さらに近年複雑さを増すASEANの組織や種々の会合や委員会について、その具体的な運用を調べることも予定している。また、どうしても二次資料では調べることに限界のある、この地域におけるトランスナショナルな活動についてインタビューを行う。

以上述べた資料に加え、Straits Times, Jakarta Post, Bangkok Post, New Straits Times, Far Eastern Economic Review, 『東南アジア月報』などの二次資料も用いていく予定である。

【結論・考察】

まず、理論部については、ASEANを含む途上国の地域機構における主権尊重規範を説明する枠組みを一般的な形で構築した。具体的には、国内の体制(レジーム)に対する国内的な挑戦という「レジーム・セキュリティ」という概念を軸に、レジーム・セキュリティという国内要因が国家間関係にどのように影響するかについての概念化を行った。具体的には、不安定な国内政治が、主権尊重規範の相互的な護持という形で国家間協力に結び付くという経路を

示した。

実証部においては、資料を通して ASEAN の規範変動についての知見を深めた。特に焦点を置いたのは二つの時期である。一つは 80 年代にカンボジア紛争と加盟国の経済発展が、地域機構としての ASEAN にどのような影響を与えたのかを当事者の認識を軸に実証的に示したものである。もう一つは ASEAN 憲章の策定を中心として ASEAN の規範に大きな変動が生じた 2000 年代にどのような論争があったのかを、特にその構図に留意して明らかにしたものである。これらを通して、ASEAN の規範変動を実証的に分析することができた。